

生活環境調査委員会（第2回） 議事録

日時：令和4年3月29日（火）15時00分～16時30分

場所：エコフロンティアかさま 管理・環境学習棟 2階 多目的研修室

（事務局）

ただいまから第2回生活環境調査委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
なお、本日は小峯委員、出口委員、宮脇委員におかれましては、ウェブでのご参加になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会開催にあたりまして、理事長からご挨拶申し上げます。

（事務局）

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、当委員会にご出席を賜りましたこと、またリモートでご参加をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、新たな最終処分場でございますけれども、令和2年5月に整備候補地として日立市諏訪町を選定して以降、数多くの住民説明会などを開催いたしました結果、昨年8月に日立市から整備についての受け入れの表明があったところでございます。その後、県におきましては、基本計画の策定業務を進めているところでございます。

当事業団といたしましては、このような事業の進捗に合わせて、環境影響評価というものを進めてまいり所存でございます。最終処分場の周辺環境へ及ぼす影響ということにつきましては、地元の住民の方々の非常に高い関心を集めるところでございまして、このため、いかにして環境影響評価を適切に行うか、また、その結果等を住民の方々に丁寧に説明していくということにつきましては、今後ますます重要になってくるものと考えております。

委員の皆様におかれましては、このような趣旨をお汲み取りいただきました上で、私どもの環境影響評価がより適切なものとなりますよう、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局）

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず最初に次第でございます。続きまして、資料1、前回委員会のご意見への対応状況、A4横でございます。続きまして、資料2-1、環境影響評価の予測及び評価手法について、これもA4横でございます。資料2-2、大気質、騒音、振動、水質に係る予測式について、こちらはA4縦になっております。続きまして、資料3-1、現地調査の結果に

ついて、こちらはA4横になっております。続きまして、資料3-2、現地調査の結果について（詳細）、A4縦でございます。

以上でございます。委員の皆様、過不足等ございませんでしょうか。よろしければ本日の議題に入らせていただきます。

なお、本日は、茨城県、日立市、今回実施する環境影響評価に係る委託事業の受注者である建設技術研究所にもご出席いただいておりますことをご案内させていただきます。

それでは、議事に移行させていただきます。議事の進行は、運営要項の規定に基づき、委員長をお願いいたします。

それでは、小林委員長、よろしくお願いいたします。

（小林委員長）

小林です。議事のほうに入らせていただきます。

次第に沿って、今日の議題は1から3と3つありますので、順番に進めさせていただきますと思います。

それでは、議事（1）前回委員会のご意見への対応状況についてということで、前回の委員会において、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、その対応状況について、事務局から説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

（事務局）

着座にて説明させていただきます。それでは、資料1をご覧ください。

昨年11月7日に開催した第1回委員会において、委員の皆様からいただいたご意見への対応状況についてのご説明をいたします。

1ページ目をご覧ください。前回委員会のご意見を踏まえた、対応の方針についてご報告いたします。

まず、表にお示ししたご意見のうち、上から1つ目と2つ目のご意見につきましては、河川の水質及び底質の調査地点の追加に関するものであり、計画地上流に調査地点の追加を検討してはどうかというご意見についてでございます。

このご意見への対応方針といたしまして、計画地上流の地点において、水質及び底質の調査を追加して実施することといたしました。

具体的な追加地点については、2ページをご覧ください。

左上の図の赤字で示した鮎川4と書いてあるところが追加した地点でございます。今後、既に調査を実施している鮎川1から3の地点とともに調査を実施し、地点間において水質の比較、関連性の確認ができるようにしたいと考えております。

調査の時期につきましては、水質は、河川の流量の増減による影響を考慮いたしまして、2月と5月頃の計2回実施させていただきます。

調査項目についてですが、水質及び底質ともに、既に調査を実施している鮎川1から3と同じ内容といたします。

なお、鮎川や計画地内の表流水のおおまかな流れにつきましては、これまで、基本計画において水文調査を実施してきたところでございます。この水文調査については、今後も引き続き調査を行い、その結果については、本委員会において、確認をしていきたいと考えております。このことから、次回以降の委員会において、水文調査の結果を提示し、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1ページ目に戻りまして、次に3つ目のご意見についてでございます。こちらは、廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭について、予測評価の対象としないのかとの趣旨でございます。

このご意見への対応方針でございますが、生活環境影響調査指針や県条例の技術指針において標準項目として選定されていないこと、予測評価については、新処分場においては、有機性汚泥など悪臭の原因となる廃棄物の受け入れはないこと、飛散防止対策としてカバーを施した車両を利用することから、運搬による悪臭の影響は少ないと考えられることを踏まえまして、予測評価項目として選定していないものでございます。一方で、地元からは、車両による悪臭の発生を心配するご意見もありますことから、処分場の稼働前と稼働後の状況を比較するため、現況調査を実施してまいりたいと考えております。

次に4つ目のご意見についてでございます。こちらは、中丸団地における大気質の調査地点について、騒音及び振動の調査地点と同じ地点で実施したほうがよいのではないかとのご意見でございます。

このご意見への対応方針でございますが、騒音及び振動と同じ地点において、大気質の追加調査を実施することとしております。

調査の時期ですが、今年2月に1回調査を実施することとし、調査期間は1週間とさせていただきます。

調査項目は、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向風速について実施いたします。

なお、既に調査を実施している中丸団地集会所の測定結果と比較するため、この2地点は同じ時期に並行して調査を実施いたします。

調査地点について、2ページをご覧ください。

大気質の追加調査を行う地点でございますが、地図の真ん中から下のほうにある中丸団地という地点において実施してまいります。赤で追加大気質と書いてあるところでございます。

この他、資料には記載しておりませんが、前回委員会でいただいたご意見として、環境ホルモンという呼称は、最近ではあまり使用されない呼称であり、変更を検討したほうがよいのではないかとのご意見がございました。

これについて、事務局で確認したところ、かつては環境ホルモンという呼称を使用して

いた時期があったものの、現在は使用されていないことから、この調査において環境ホルモンとして掲載していた物質は、その他の物質として取り扱うこととさせていただきます、本日の資料3-2に表記させていただいております。

同じく、測定結果をグラフで表現する場合は、時系列で整理するとわかりやすい旨のご意見があったことを踏まえまして、本日の資料3-1に示した河川水質のグラフでは、各地点における時系列での変化がわかるようにグラフを工夫しております。

資料1についての説明は、以上でございます。

(小林委員長)

ありがとうございます。それでは今ご説明いただきました、前回委員会のご意見に対する対応状況について、何かご質問やご意見等、何かありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にないようですので、それでは継続して調査をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続いて、議題の2つ目になりますけれども、環境影響評価の予測及び評価の手法についてということで、今日はこちらがメインになるかと思っておりますけれども、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、資料2-1をご覧ください。

環境影響評価を行うにあたり、予測及び評価で採用していく手法について、ご説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。環境影響評価項目についてご説明いたします。

まず始めに、産業廃棄物最終処分場の整備にあたり実施する、環境影響評価の項目についてご説明いたします。

新最終処分場に係る環境影響評価は、第1回委員会においてご説明いたしましたとおり、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を行うことが義務づけられておりまして、条例に基づく環境影響評価の対象にはなりません。当事業団では、自主的に条例に基づく調査項目、環境影響要因を追加した環境影響評価を実施したいと考えております。

評価項目は、廃棄物処理法に基づいて定められている廃棄物処理施設生活影響調査指針に基づいて選定するとともに、自主的に実施する評価項目は、茨城県環境影響評価技術指針を参考にして、選定してまいります。

表1.1に今回の環境影響評価で選定する評価項目を示しております。

まず、表中に色が付いた欄がございますが、オレンジ色が着いた欄がございますけれども、こちらが廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査において実施する標準的な評価項目

を示しております。評価項目としては、埋立作業や廃棄物運搬車両の走行による影響について、大気、騒音、振動、悪臭、水質、地下水への影響について予測をするものでございます。

この欄のうち、●で示した項目が、今回、評価項目として選定し、予測・評価を実施するものでございます。

一方、▲で示した項目である、水質の水の汚れ、水の濁りにつきましては、表の下の方に記載しましたとおり、水質の水の汚れ、水の濁りは、廃棄物処理施設生活影響調査指針において、浸出液処理設備からの処理水を下水道に放流するなどにより、公共用水域へ放流しない場合、評価項目から除外できるとされておりまして、今回の新最終処分場につきましては、処理水は下水道へ流し、河川への放流は行わないことから、評価項目として選定しなかったものでございます。

なお、評価項目として選定はしておりませんが、施設の稼働前と稼働後の状況が確認できるよう、現地調査により、現時点での河川の水質の状況について、把握していく予定としております。

次に、□で示した項目でございます。こちらは、茨城県環境影響評価技術指針を参考に、自主的に評価を行うこととした評価項目になります。

自主的に実施する項目は、大気、騒音、振動、水質については、最終処分場の建設工事や工事車両の走行による影響を評価することとし、また、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガスといった項目について、最終処分場の設置やその建設工事による影響について、評価することとしております。

2ページ目をご覧ください。次に評価項目ごとの予測手法についてご説明させていただきます。

まず、大気質についてでございます。

左側の表に示したとおり、大気質は、建設機械の稼働、工事車両の走行、埋立作業や廃棄物運搬車両の走行による影響について予測いたします。

予測項目は、建設機械の稼働と埋立作業による影響については、窒素酸化物のうち二酸化窒素、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物のうち二酸化硫黄、粉じんについて、予測を行います。

また、工事車両及び廃棄物運搬車両の走行による影響については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等のうち降下ばいじんについて、予測を行います。

予測手法は、建設機械の稼働と埋立作業のうち、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物については、道路環境影響評価の技術手法に基づき、工事や埋立作業に使用する建設機械の配置や台数を設定し、有風、風がある時はプルーム式、無風時はパフ式により予測評価を行います。このプルーム式やパフ式といった予測式につきましては、資料2-2のほうに掲載をしております。

粉じんについては、廃棄物処理施設生活影響調査指針に基づき、ビューフォート風力階級表と計画地の風向風速と照らし合わせて、どの程度粉じんが巻き上がるのか、定性的に予測をいたします。

予測の時期は、工事による影響は、重機の稼働台数が最も多くなる時期、埋立作業は、施設の稼働が概ね定常状態に達した時期といたします。

次に、工事車両や廃棄物運搬車両の走行による影響のうち、窒素酸化物、浮遊粒子状物質については、走行する車両の台数を設定し、プルーム式、パフ式により予測いたします。

降下ばいじんについては、道路環境影響評価の技術手法に基づき、車両の台数を設定し、車両1台あたりの基準降下ばいじん量や、風向風速の状況から、ばいじんの量を算出いたします。

予測の時期は、工事車両の走行は、その台数が最も多くなる時期、廃棄物運搬車両の走行は、施設の稼働が概ね定常状態に達した時期といたします。

次に、予測地点についてでございます。右側の図に示しております。建設機械の稼働、埋立作業による影響は、計画地と計画地から最寄りの集落にある大平田集会所において予測することを予定しております。次に、工事車両の走行による影響は大平田集会所、廃棄物運搬車両の走行による影響は、車両が主に走行する新設道路の最寄りの集落である中丸団地において、それぞれ予定しております。

次に、評価の手法は、対策等によりどの程度環境への影響が回避、低減されるか、また、環境基準等と比較してどの程度であるかについて評価していきたいと考えております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。騒音についてご説明いたします。

左側の表に示したとおり、建設機械の稼働、工事車両の走行、埋立作業、浸出液処理設備の稼働、廃棄物運搬車両の走行による影響について、予測いたします。

予測手法は、建設機械の稼働、埋立作業による影響では、重機の台数や種類を設定し、日本音響学会において提案されている予測手法を用いて、予測を行います。工事車両、廃棄物運搬車両の走行による影響では、走行台数を設定し、同じく日本音響学会において提案される予測手法を用いて、予測を行います。浸出液処理設備の稼働による影響では、音源となる施設に設置する機器の配置や種類を設定し、生活環境影響調査指針に示されている伝搬式を用いて予測をいたします。

予測時期は、建設機械の稼働による影響は、重機の稼働台数が最大となる時期、工事車両の走行による影響は、走行台数が最大となる時期、それ以外は、供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期といたします。

予測地点についてでございます。右の図をご覧ください。建設機械の稼働、埋立作業、浸出液処理施設の稼働による影響は、計画地と大平田集会所において予測することを予定しております。次に、工事車両の走行による影響は、大平田集会所と梅林通り、廃棄物運搬車両の走行による影響は、中丸団地において、それぞれ予定しております。

次に、評価の手法は、対策等によりどの程度環境への影響が回避、低減されるか、また、環境基準等と比較して、どの程度であるかについて評価していきたいと考えております。

続いて、4ページをご覧ください。振動についてご説明いたします。

予測する環境への影響、予測時期、予測地点は、騒音と同様といたします。

予測手法は、まず、建設機械の稼働、埋立作業による影響では、重機の台数や種類を設定し、建設作業振動対策マニュアルの減衰式を用いて、予測を行います。工事車両、廃棄物運搬車両の走行による影響では、走行台数を設定し、建設省土木研究所の提案式を用いて、予測を行います。浸出液処理設備の稼働による影響では、発生源となる機器の配置や種類を設定し、生活環境影響調査指針に示される伝搬式を用いて予測をいたします。

評価の手法は、対策等によりどの程度環境への影響が回避、低減されるか、また、規制基準等と比較してどの程度であるかについて評価していきたいと考えております。

次に、5ページをご覧ください。悪臭についてご説明いたします。

悪臭は、埋立地から発生する悪臭による影響について予測いたします。

予測手法は、今回整備する処分場と同規模、同処理方式の類似事例から、臭気の広がり等を定性的に予測いたします。

予測地点は、事業敷地の境界線上といたします。

予測時期は、供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期といたします。

評価の手法は、対策等によりどの程度環境への影響が回避、低減されるか、また、規制基準等と比較してどの程度であるかについて評価していきたいと考えております。

続いて、6ページをご覧ください。水質についてご説明いたします。

左側の表に示しましたとおり、工事による切土工等、処理施設の設置等による影響について、予測いたします。

予測項目は、水の濁りということで浮遊物質ととし、予測手法は、道路及び鉄道建設事業における河川の濁り等に関する環境影響評価ガイドラインの手法に基づき、非降雨時と降雨時の排水量と排出濃度を踏まえ、完全混合式により予測いたします。

予測時期は、工事の影響が最大となる時期といたします。

予測地点は、計画地近辺を流れる鮎川のうち、計画地の上流である鮎川1と、下流にある鮎川2及び鮎川3の地点といたします。

次に、評価の手法ですが、対策等によりどの程度環境への影響が回避、低減されるか、また、現在の水質と比べて、著しく悪化させることがないか、相対的な評価を実施したいと考えております。

続いて、7ページをご覧ください。地下水についてでございます。

左側の表に示しましたとおり、最終処分場があることにより、地下水位にどのような影響があるか予測をいたします。

予測手法は、計画地の地下水位の状況と、計画地の周辺の井戸等の利用状況から、影響

の程度について、定性的な評価をしております。

評価の手法は、対策等によりどの程度環境への影響が回避、低減されるかについて評価していきたいと考えております。

続きまして、8ページ目をご覧ください。動物についてでございます。

左側の表に示しましたとおり、最終処分場の存在、埋立作業による影響について、予測いたします。

予測項目は、重要な動物種、注目すべき生息地への影響とし、予測手法は、直接的影響として、事業により改変される範囲と、重要な動物種の生息域を重ね合わせることにより、生息状況の変化の程度について予測いたします。また、間接的影響として、工作物周辺において、生息環境条件の変化により、影響があるか、予測いたします。

予測地点ですが、計画地及びその周辺 200m といたします。

評価の手法は、対策等によりどの程度環境への影響が回避、低減されるかについて評価しております。

続きまして、9ページをご覧ください。植物についてご説明いたします。

植物は、重要な植物種及びその群落、その生育地への影響について予測いたします。

予測の手法、予測地点、評価の手法は、動物と同様に実施しております。

続いて、10ページをご覧ください。生態系についてでございます。

生態系は、地域を特徴づける生態系への影響について予測いたします。

予測項目は、地域を特徴づける生態系への影響とし、予測手法は、直接的影響として、事業により改変される範囲を把握し、注目種の存続に関わる改変の程度を予測したうえで、注目種の生息・生育の状況や、生物種間の関係性の変化を予測いたします。また、間接的影響として、他に関連する項目の予測結果を踏まえて、生息環境条件の変化による影響があるかを予測いたします。

予測地点、評価の手法は、動物や植物と同様の範囲で実施しております。

続きまして、11ページをご覧ください。景観についてでございます。

景観は、最終処分場の存在による影響として、主要な眺望点、景観資源、眺望景観への影響について予測いたします。

予測手法は、モニタージュ写真により、将来の眺望の状況を予測し、印象の変化について予測を行うものでございます。

予測地点は、計画地の北東方向にある助川山市民の森のうち、計画地を視認することができる夕陽スポットとしております。

評価の手法は、対策等によりどの程度影響が回避、低減されるかについて評価していきたいと考えております。

続いて、12ページ目をご覧ください。人と自然との触れ合いの活動の場についてでございます。

この項目では、最終処分場の存在による影響として、活動の場の利用環境の変化の程度、埋立作業による影響として、活動の場への交通手段の障害の有無とその程度について予測いたします。

予測手法は、類似事例やこれまでの知見に基づき、影響の評価を行います。

予測地点は、計画地から約 500mの範囲内にある活動の場を対象とし、今回の場合は、諏訪の水穴を予測地点といたします。

評価の手法は、対策等によりどの程度影響が回避、低減されるかについて評価してまいります。

続きまして、13ページでございます。左側の(12)廃棄物等についてでございます。

この項目では、最終処分場の工事において、切土工や処理施設の設置による影響として、建設工事に伴う副産物として、どのようなものがどの程度の量が発生するのかについて予測いたします。

予測手法は、工事計画や類似事例から予測を行います。

評価の手法は、対策等によりどの程度影響が回避、低減されるかについて評価していきたいと考えております。

右側の(13)温室効果ガス等についてでございます。

建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行、最終処分場の存在、埋立作業、廃棄物運搬車両の走行により、二酸化炭素やメタンがどの程度発生するか、予測を行います。

予測手法は、重機の使用や車両の走行、埋立廃棄物の組成を踏まえ、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルをもとに、それぞれガスの発生量を算出いたします。

評価の手法は、対策等によりどの程度影響が回避、低減されるかについて評価していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(小林委員長)

ありがとうございます。環境影響評価の予測及び評価の手法についてということで、資料2-1をご説明いただきました。ご説明いただきました内容について質疑応答に入りたいと思います。各専門の先生方のほうで気がついたところから結構だと思しますので、何か質問とかご意見等あればお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

1つ、私の方から。地下水のところですけども、1ページと7ページの予測のところ、1ページの表で地下水の流れという項目になっているんですけども、7ページでいうと予測項目が地下水位ということで、基本的に地下水位を予測して、その地下水位から流れを評価していくということでよろしいのでしょうか。

(事務局)

地下水への影響につきましては、地下水位及び流向が変化することが考えられると思いますが、今回の場合には、水位の変化について評価するというので、調査を進めております。

(小林委員長)

1 ページに地下水の流れという項目が書いてあるのですが、これは地下水位の変化を捉えていくということでしょうか。

(事務局)

地下水位の予測にあたっては、地下水の流れを踏まえた上で水位の変化を予測ということになります。

(小林委員長)

分かりました。ありがとうございます。

その他、先生方から何かありましたらお願いいたします。兼保委員お願いいたします。

(兼保委員)

大気のコブじん等ということで、工事、建設機械の稼働や重機が地面で作業している時に出るものと、車両が走っている時に出るものと2つに関して記述がありますが、建設機械の稼働のところで、定性的にコブじんの巻き上げを予測することについて、風力階級表を元に照らし合わせてと書いてありますが、定性的な巻き上げの有無ということは、例えば、その場所の風速のデータが1年間くらいあるとして、年間に何日巻き上げがある、巻き上げがないといった形でデータが出てくるのですか。

(事務局)

これにつきましては、気象庁で風力階級表というものを作っておりまして、10分類になっているのですが、風力4以上が地上10mでの風速が5.5m/s以上になりますと埃がたつて紙片が舞い上がるというような状況となるということですので、地上10mでの風速が5.5m/s以上になる発生確率を求めて、頻度が少ないとか多いとかということで、定性的に評価しようという手法になります。

(兼保委員)

そうしますと、車両走行に伴うほうじんは式を使って、降下ばいじんとして何 mg/m³というような数値が出てくると思うのですが、定性的なものでは何%とかそういうものが

出るのですか。

(事務局)

仰るとおりでございます。廃棄物処理施設の生活環境影響調査指針では、処分場の大気の場合、粉じん等について規定がありまして、定性的な評価でいいということになってるのですが、車両については、道路環境影響評価の技術指針を元にしてありますので、その関係式を用いることにしてございまして、なぜ別けているかについては、粉じんについての基準は、降下ばいじんになるのですが、統一的な基準がないということがありまして、予測をしましても、それを評価する尺度がないということで、定性的な評価で現在の状況と稼働後の状況を比較して、定性的な評価をしたほうがいいのではないかとということで、このような形にしております。

(兼保委員)

ありがとうございます。趣旨は分かるのですが、定性的の場合、それが影響があるのかないのかという判断が、他の人にとって判断しにくいところがありまして、数値が出てくるもの、例えば降下ばいじんだと、何 mg/m³/month 出てきますと、現状の調査のデータと比べてほとんど変わりませんというような数値が出てくれば安心ですと言えるのですが、定性的な場合は、環境に影響があるのかないのかの判断を普通の人ができるかどうかというのは不安があると思うのですが、分かりやすい説明を考えていただければと思います。

(事務局)

定性的ではない手法も挙げられておりますので、それらを使った場合にどのような評価をできるのかということ踏まえまして、検討させていただければと思います。

(兼保委員)

降下ばいじんについても、環境基準はないのですが、例えば国総研が出してるガイドラインがありまして、そういうものがあると、多くの方が、ガイドラインから見ても大したことないのかなというように考えられると思うのですが、不安が皆さんにあると非常に良くないと思いますので、ご検討いただければと思います。

(事務局)

予測式について、採用可能な方式を検討させていただければと思います。

(小林委員長)

ありがとうございます。その他、何かお気づきの点、ご質問等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。それでは小峯先生よろしくお願いたします。

(小峯委員)

今の質問と同じ趣旨になるのかもしれないのですが、現況の測定をして、工事が始まった時の状況を条件として入れて予測をするということだと思っております。一方で市民報告会に立場上出ているのですが、工事が始まった時の騒音とかそういう問題が気になるという意見もありますし、水質もこの規定では、サスペンションだけ測るぐらいなんですよね。法律上、ルール上は問題ないのかもしれませんが、全て答えることはなかなか難しいと思うのだけれども、どれだけ住民の皆さんに寄り添って、測定をして、工事、操業が始まるとこのような結果になりますということをどれだけ時間と予算の中で出せるかということがポイントだと思うので、言いたいことは、ルール上則ってますということだけではなくて、できるだけ定量的な評価をする方がいいのではないかなということなんです。全般的な話なのかもしれませんが、できる努力はすべきじゃないかというように思ったということです。例えば、水質というと、環境基準の値なんか出てくるのかなと思ったのですが、その辺のことはどのようにお考えなのかお訪ねしたいと思います。

(事務局)

水質の予測は、実際に浸出水を河川に流した場合を想定したシミュレーションということになりますので、今回は浸出水を河川に流すことはないということで、工事中の水の濁りを対象にさせていただいたということになっております。

(小峯委員)

水質の話がありましたけれども、市民報告会をやると、水質という言葉に対する捉え方が全然違うわけですし、そこで話が食い違うことが結構ありますよね。今、仰ったように、ここではこういう事を考えて予測をしますということを明確に言った上でその値を出していくというようにしないと、話が噛み合わなくなるのではないかなと思うので、心配してるのは、住民の皆さんに将来的にこの結果を示していく時に、どう捉えられるかということ踏まえて、住民の皆さんに寄り添うようなデータも出せたらいいのかなと思ったことなのかもしれませんが、予算と時間の問題もあると思うので、できることできないことあると思うのですが、そのような努力もしてもいいのではないかと思います。

(事務局)

そこについては、再度内部で検討させていただきたいと思います。

(小林委員長)

ありがとうございました。市民の方々に納得いただけるようなデータ、そういうものを示していければという意見が出ましたので、ご検討をよろしく願いいたします。

その他、何かありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(桐原副委員長)

8ページ、9ページの動植物なんですけど、現在の調査結果を提示されていませんし、それから予測時期もはっきり書かれていないので、これからなのかなと思いますけれども、エコフロンティアかさまが計画されてから完成するまでの流れをみると、動植物に関しては、どこまで深く捉えるか、追求するかということで、それぞれの個人差がありますし、それから鮎川という場所、現在中高等学校の生徒たちが環境評価に使いやすい場所でもあるということもあるので、どこかの時点で現状調査結果を提示して、例えば監視専用の地点というように、ある程度はっきりしてしまったほうがいいんじゃないかと。はっきりさせた場合でも、色々と問題点はあると思うのですが、この地点については、特にナーバスに捉えることもありますので、少し検討しなければならないのかなと思っています。まだ提示されてないので、なんとも言えないんですが、ご検討願いたいと思います。

(事務局)

動植物の調査結果については、今取りまとめしておりますので、次回までには、きちんと精査した上で提示できると思いますので、よろしく願いたいと思います。

(大迫委員)

細かい点と大きな点がいくつか。細かい点は、先ほどの大気のときに定性的という話が出ましたが、埋立作業中の粉じんに関して、指針だとこのようなことが書かれてあるかもしれないので、評価はこれでやるとしても、エコフロンティアかさまの作業中でのモニタリングがされてると思うのですが、粉じんが敷地境界で全く問題ないというか、そういう類のモニタリングデータ等を類似事例として、補足参考情報として丁寧に説明していくことも必要ではないかなと思っています。それが作業に伴う環境負荷としても、説得力のあるものになると思います。悪臭もですが、類似事例で定性的な予測となっております。実際に基本研究を例にすると、埋立地からの表面から低煙源として発散してる特定悪臭物質の濃度、あるいは臭気指数に、ガス量を掛けた排出強度みたいなものがあるのですが、そこまでやってもかなり低い位置から煙源の面的なものをどう拡散式で表すか

というのは難しいところはあるまして、なかなか実態にも合わないということもあるので、類似事例から見た方が、比較的実態を踏まえていることになるのではと思います。そういう意味では、この類似事例は、エコフロンティアかさまの事例をデータとしてお示しして、そこから拡がりや定性的に予測ということを考えていくのかということをお聞きしたいという点があります。もう1つは小峯先生の議論に関するコメントをコメントしたいと思いますので、まずこの1点をお願いします。

(事務局)

粉じんにつきましては、今回の場合は、降下ばいじんを対象にしていますが、エコフロンティアかさまの場合には、降下ばいじんではなく、浮遊粒子物質を測定していますので、これについては類似事例を活用できないので、定量的な予測のほうがいいのかと考えております。それから、悪臭につきましては、データが揃っておりますので、エコフロンティアかさまの事例を活用したほうが、先生が仰るように悪臭は相当濃度の低いものですから、予測が難しいところがありますので、これはエコフロンティアかさまの例を参考に類推していくような手法を考えております。

(大迫委員)

ありがとうございます。それから小峯先生からご指摘のあった点に関してなのですが、通常、廃棄物処理施設を設置する際の生活環境影響調査の位置付けは、簡易アセス的なものを行った上で、それと合わせて廃棄物処理施設が本当に施設の設置基準に基づいて設置されるかということに合わせて、廃棄物処理法の中では専門家の意見を聞いて、それを都道府県なり政令市、中核市という許認可権を持っている行政当局が許認可を出すということになっていて、今回は茨城県自身が、あるいは事業団が設置するので、第三者がどう見るかというところが難しい点があるのですが、この生活環境影響調査の委員会は、第三者がちゃんと見るということになっているわけです。ただ、この中で例えば先ほど浸出水が出てきて、下水放流されるから今回の範囲外になってるわけですね。それから遮水工が施されているから漏れないということを前提に地下水に影響はないということで、評価項目の中には入っていないということになると、それが施設としての妥当性が大丈夫ですよということに合わせて、どこかで第三者が見ていかなければならない話になって、それは先生方に一部入っていただいている基本計画であるとか、あるいはこの後の設計に関わる細かい検討でそこを担保していくということになるのだと思うので、その辺の情報も合わせて、生活環境影響調査結果の発信の仕方と、施設側の安全性の情報をいかに合わせて外に出していくのかということが、若干、先生方の中でも議論に見えないところがあって、多分今のような発言が出てるのではないかなということなので、そのようなところも意識しながら、この委員会の中での議論をしていくというようなところかなと思ってお

ります。

(事務局)

浸出水については、エコフロンティアかさまの浸出水や公共用水域の測定データがありまして、実態が分かっておりますので、そういったことを元にある程度の水質汚濁に関する影響評価というものが成り立つところもありますので、その辺のところを検討していきたいと考えております。

(大迫委員)

浸出水は、下水に放流するという事になっているので、今回は浸出水が周辺に影響することは予測の中に入っていないということだと思います。遮水工があるから地下水に影響するということも、影響予測の中に入っていないということだと思うので、でも住民の方はそこが一番気になってるところであるので、施設側の安全性を担保することは別な場で議論していることを県のほうから住民に対して合わせて説明していかなければいけないですよということで、生活環境影響調査の委員会の中では所掌範囲をきちんと共通理解を図っておく必要があるのではないかとという意味です。

(事務局)

分かりました。

(小林委員長)

ありがとうございます。出口先生お願いいたします。

(出口委員)

2点ほどございまして、1つは悪臭の話なのですが、悪臭はどういった物質をターゲットになさっているのかを少し明らかにされた方がいいかなと思いました。悪臭という政令で指定されてる22物質のことをいうのか、あるいはとにかく嫌な匂いのことなのか、これまで蓄積された実績を元に大丈夫ですよということを書いていくのであれば、何をターゲットにしているのかは、明示した方がいいのかなと感じております。

それからもう1点は、水質のところなのですが、浸出水は全部下水に入れていくということだから、評価の項目には入っていないというのはよく理解しております。ただ、1点気になっているのは、下水に放出する時に、いわゆる下水の受け入れの基準というものがあって、有害物質が入っているものは除害してからではないとだめだということになってると思うのですが、その辺りも説明の時に強調していただいた方がいいのかなと。要は下水に放流する水は、そんな大変なものは入れてませんよと、下水道で後で全部

処理してくださいよという趣旨ではなくて、あくまでも量としての水を受け入れてもらってるということを強調された方がいいような感じがいたしました。以上でございます。

(事務局)

悪臭につきましては、今先生が仰いましたように22物質と、それからそういった物質で感知出来ないような人間の嗅覚でやってる臭気指数というものがあまして、それを指標としてやっていくということで考えております。

それから水質につきましては、先ほど大迫先生の話にもありましたけど、エコフロンティアかさまの浸出水の実例を踏まえて、住民の方に分かりやすいように説明していく必要があるというように考えております。

(小林委員長)

ありがとうございます。その他、もう少しあればお願いしたいと思います。宮脇委員、よろしく申し上げます。

(宮脇委員)

水質関係の項目のところ、1ページのところの表なのですが、大迫先生も仰られていたように、生活環境影響調査の観点で処理水の放流はないのでというので、選ばれないっていうのは理解しているところなんですけど、最終処分場で山間の場合は、防災調整池が比較的大きいものを持っている場合があって、最終処分場の存在のほうで評価項目として選定される可能性があるのではないかなというように、選定したほうが良いという意見ではありませんが、あまり必要ないとは思っているのですけれども、最終処分場の存在というところで、防災調整池からの流出の水質などが影響するという可能性はゼロではないということは考えた上で選んでないという評価が必要かなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。他の事例ではありますけれども、BODが5mg/l近くまで防災調整池で上がってしまって問題になるというようなこともあるので、先ほど河川の水質、後で出てくると思うのですけれども、実際の調査のデータを見ていただくと、非常に低いBODの河川なので、そういうところにちょっと高めのBODの防災調整池からの放流があるというようなことの可能性はなくはないかなというところでございます。最終処分場の存在のほうで選択できるのだけれども、選定しないというような評価にはならないのかというのはいかがでしょうか。

(事務局)

防災調整池ですが、滞留時間がまちまちになっていまして、雨の多い時には比較的滞留時間が短くて、水の出入りが多いものですから高くなったりしないのですけれども、雨が

少ない時期というのは滞留時間が長くなりますので、若干成分的に濃く場合があります、場合によってはプランクトンが発生したりということもあります、CODとかが高くなるという事例はあるのですけれども、エコフロンティアかさまの実績等もありますので、住民の方にも実例を踏まえて説明していきたいと考えております。

(宮脇委員)

了解いたしました。ありがとうございます。茨城県の指針の参照されているところを見たら、水質のところには水の汚れという項目が、最終処分場の存在のほうにも○が掛かっている括りになっていたので、質問させていただきました。理解いたしました。ありがとうございました。

(小林委員長)

ありがとうございました。桐原委員、お願いいたします。

(桐原副委員長)

騒音と振動では新しい周辺道路が点線で示されているのですが、それ以外の悪臭とか、人と自然との触れ合いの活動の場とか他の項目では全部周辺道路が抜けてはいるのですが、どうなるか分からないので、現時点では問題にならないのですが、ただ、この場所が選定される時に、新聞報道とかでは、工事の車両の出入りや搬入車両の振動とかが取り上げられていたというような記憶があるので、予測評価の時に取付道路のところは、騒音、振動以外は全て抜けていて、悪臭とか生態系とか動植物とか、取付道路の項目が抜けているというのが、後になって検討しなかったのだろーと言われる気がしなくはないので、そこがちょっと気になってることです。

(事務局)

道路の事業は県のほうが実施しますので、これについては、道路の事業者のほうでどういう調査をしていくということになるかと思います。

(小林委員長)

ありがとうございました。その他、気になる点等ございますでしょうか。

それでは委員の先生方からご指摘がありましたように、定性的な評価というのもできるだけ定量的にして、市民の方、住民の方に分かりやすくデータ等を説明していくというようなところと、水質のところ、除外するというようなところも、大迫委員、小峯委員からありましたように、住民報告会とか色々なところで、基本計画の委員会のほうで構造についてはしっかりと検討してるということで、説明する時には、その辺の配慮もして、し

っかりと説明して、住民の方に安心であるということをお伝えいただけるように報告していくということは重要なのかなということで、委員の先生方から重要な指摘、ご意見いただいておりますので、ぜひその辺を反映いただければという気がいたしました。

何かまだありましたが、ご指摘等いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、議題2については、以上とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは今日の議題3つ目でありますけれども、現地調査の結果についてということで、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料3-1をご覧ください。令和3年12月末時点での現地調査の結果について、ご説明いたします。

まず1ページ目をご覧ください。

始めに大気質ですが、4地点において、令和2年12月から令和3年10月まで測定した結果、二酸化窒素等、環境基準が定められた項目は、いずれも環境基準を満たしておりました。

図には、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況について掲載しております。グラフは、期間内の平均値と、日平均値または1時間最大値の変動幅を示しております。いずれの項目も環境基準を十分下回っている数値でございます。

次に、騒音・振動について、計画地及び諏訪交流センターにおいて昨年3月に測定した結果、騒音は環境基準、振動は環境基準がないため、参考に道路交通振動の要請限度と比較しておりますが、それと比較した結果、いずれもこれらを下回っておりました。

次に、悪臭について、計画地内を測定した結果、悪臭規制法に基づく規制基準と比較し、これを下回っておりました。

続いて2ページをご覧ください。

河川水質において、鮎川の3地点において、令和2年12月から令和3年8月に調査した結果、pHなど生活環境項目については、日立市内の主な河川と水質と同程度でした。また、カドミウムなど環境基準が設定されている項目は、全て環境基準を下回っておりました。

右の図は、生活環境項目のうち、pH、BOD、SSについて、調査地点ごとの測定結果の変動を示したものでございます。ご覧のとおり、年間を通して大きな変動はなく、また、上流と下流の地点間での、大きな差もみられませんでした。

次に河川底質（川底の土や砂）につきましては、河川水質と同じ地点において、令和2年12月に測定した結果、環境基準が設定されているダイオキシン類については、いずれの地点でも環境基準を下回っておりました。

説明については以上でございます。

(小林委員長)

ありがとうございます。それでは今の現地調査の結果ということで、ご説明いただきましたけれども、今の説明について、何か委員の方から、ご質問、ご意見等あればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(兼保委員)

前回の委員会の指摘を踏まえて、非常に見やすくなったというように思うのですが、大気質のデータはどのデータも非常にいいデータで、問題のない低い値で、そのものは全く問題ないのですが、資料3-2の細かい数値を見ていただきますと、二酸化硫黄とか二酸化窒素で1時間中最小のところでも0と出てますけれども、自動測定器でも実際には0というよりも、測定限界がそれぞれの機械であって、例えば浮遊粒子物質は μg 以下は測れないので、N.D.と書いたほうがいいのか、不等号で書いたほうがいいのかはお任せしますが、書いた方がいいのかなと思います。

(事務局)

計測限界と比較して表を作るようにしたいと考えております。

(小林委員長)

ありがとうございます。それでは出口委員お願いいたします。

(出口委員)

今ダイジェスト版で示していただいたデータでも、環境基準を逸脱してしまったというようなものはないというように理解しております。例えば住民説明会等で、万一基準を超えているようなものがあったり、あるいは環境基準そのものの意味をよく分からない方もいらっしゃると思いますので、環境基準はあくまでもその地域において、このぐらいの数値が一つの目安、目標なんですよというようなことを説明できるようにして、住民の方からお話があった時に、環境基準というのは超えてはいけないと言った厳格に守ることを義務付けられている基準ではないということを説明できるようにご準備されたらいいかなと思いました。

(事務局)

了解しました。

(小林委員長)

ご指摘ありがとうございます。そのほか、何か委員の先生方ありますか。

それでは、議題3、現地調査の結果について、ご意見をいただきましたので、調査のほうにも反映いただければと思います。

それでは、議題、議事については以上で終了ということになります。本日は委員の皆様方には色々なご意見をいただきまして、この後また事務局のほうで検討いただいて対応いただきたいと思います。

以上で今日の委員会はこれで終了ということで、事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

小林委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本委員会へご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

なお、次回の開催は、夏以降の開催を予定しておりますので、改めて事務局よりご連絡申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご出席をよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。